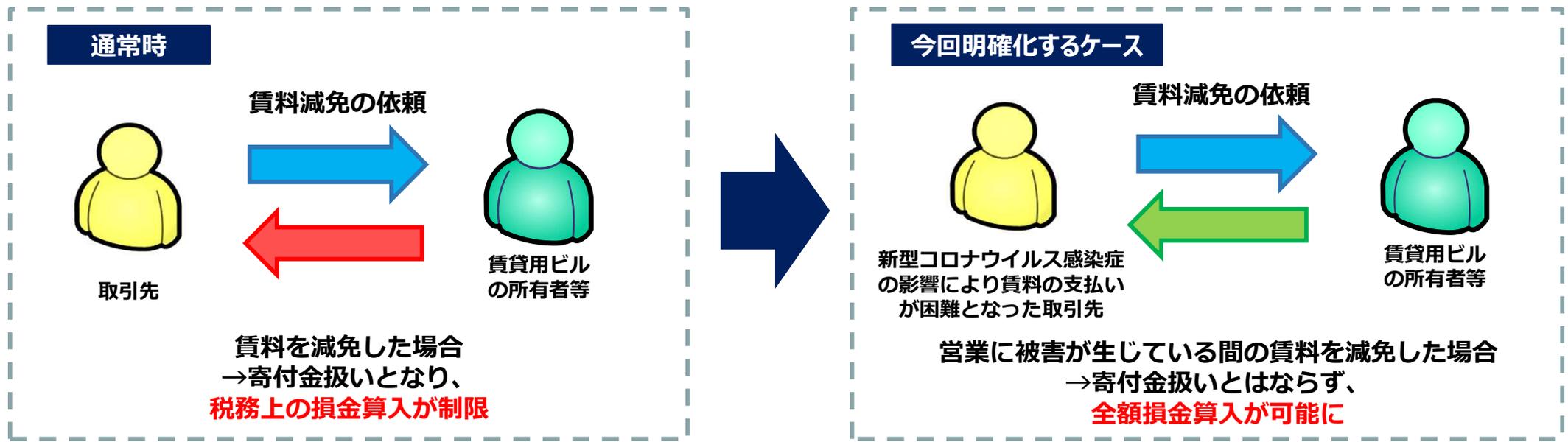


取引先の賃料を免除した場合の損失の税務上の取扱いの明確化

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店をはじめとする取引先において、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じているところ。
- こうした取引先に対し、不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免した場合、災害時と同様にその免除による損失の額は、寄付金の額に該当せず、税務上の損金として計上することができることを明確化する。

施策イメージ



(参考)

○ 法人税基本通達（昭四四・五・一直審（法）二五）（抄）

（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

9-4-6の2 **法人が、災害を受けた得意先等の取引先**（以下9-4-6の3までにおいて「取引先」という。）**に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間**（災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう。以下9-4-6の3において同じ。）**内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失の額は、寄附金の額に該当しないものとする。**

既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦販売に係る賦払金等で災害発生後に授受するものの全部又は一部の免除を行うなど契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。